

## 「中学校 外国語」 学習指導要領 一改訂の概要

### ○ 育成すべき資質・能力に基づく枠組みを採用

各教科等の「第1 目標」が、資質・能力の三つの柱に対応した(1)(2)(3)で構成されている。

- (1) 知識・技能
- (2) 思考力・判断力・表現力等
- (3) 学びに向かう力・人間性等

各教科等の「2 内容」についても、「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力等」に分けて示す形式となっている。

### ○ 四技能から五領域へ

「第2 各言語の目標及び内容等」の「1 目標」において、「話すこと」が「やりとり」と「発表」の2つの領域に分かれ、従来の四技能が五領域に再編された。各領域に対しては、それぞれに指標形式の目標（英語を使って、具体的にどのようなことができるようになるかを記述する、いわゆる CAN-DO 形式の目標）が設定されている。

### ○ 言語材料

「2 内容」の〔知識及び技能〕の項には、「(1) 英語の特徴やきまりに関する事項」として、

ア 音声

イ 符号

ウ 語、連語及び慣用表現

エ 文、文構造及び文法事項

の4つが示されている。

#### ● 語、連語及び慣用表現

扱う語の数については、小学校で学習した「600～700 程度の語」に加えて「1600～1800 語程度」を扱うものとされている。現行の「1200 語程度の語」という規定から大幅に増加されている。

また、小学校外国語の新学習指導要領にて、連語と慣用表現が例示されたことから、中学校においては例示がなくなり、それぞれ「活用頻度の高いもの」を扱うこととなった。

#### ● 文、文構造及び文法事項

「文」については、現行の「単文、重文及び複文」が「重文、複文」となり、「肯定及び否定の平叙文」「肯定及び否定の命令文」は小学校で扱う項目に移動した。

また、疑問文については、「疑問文のうち、助動詞（may, will など）で始まるものや or を含むもの、疑問詞（which, whose）で始まるもの」と規定されている。現行の学習指導要領にある「動詞で始まるもの、助動詞（can, do）で始まるもの、疑問詞（how, what, when, where, who, why）で始まるもの」などの項目は、小学校で扱うこととなった。

また、旧学習指導要領に記されていた「感嘆文のうち基本的なもの」が新たに追加されている。

「文構造」については、以下の項目が小学校の指導事項に移された。

・[主語＋動詞]

・[主語＋動詞＋補語]（SVC）のうち、「主語＋be 動詞＋{名詞・代名詞・形容詞}」

・[主語＋動詞＋目的語]（SVO）のうち、「主語＋動詞＋{名詞・代名詞}」

また、以下の項目が新しく追加された。

・[主語＋動詞＋間接目的語＋直接目的語]（SVOO）のうち、「主語＋動詞＋間接目的語＋{that で始まる節・what など で始まる節}」

・[主語＋動詞＋目的語＋補語]（SVOC）のうち、主語＋動詞＋目的語＋原形不定詞

・主語＋be 動詞＋形容詞＋that で始まる節

「文法事項」においては、現行の「動詞の時制など」が「動詞の時制及び相など」とされた上で「現在完了進行形」が、また「仮定法のうち基本的なもの」が新たに中学校で扱う項目として追加された。

### ○ 小学校の学習内容の定着

「2 内容」の「(3) 言語活動及び言語の働きに関する事項」において、「小学校学習指導要領第2 章第10 節外国語の第2 の2 の(3)に示す活動のうち、小学校における学習内容の定着を図るために必要なもの」を通じて、あらためて小学校との学習内容のつながりを意識すること、また、「3 指導計画と内容の取扱い」のなかでは、小学校第3 学年から第6 学年までに扱った簡単な語句や基本的な表現などの学習内容を繰り返し指導し定着を図ること」が求められている。

### ○ 指導計画の作成と内容の取扱い

指導計画の作成にあたっての配慮事項としては、「生徒の主体的・対話的で深い学びの実現」を図ること（いわゆるアクティブ・ラーニングの視点）が求められている。また、現行の高等学校同様に、中学校でも「授業は英語で行うことを基本とする」ことが明記された。

内容の取扱いについての配慮として、言語材料のすべてを均等に扱うのではなく、「聞いたり読んだりすることを通して意味を理解できるように指導すべき事項」（受容レベル）と、「話したり書いたりして表現できるように指導すべき事項」（発信レベル）があることに留意した指導が求められている。また、各単元や各時間の指導にあたって、「生徒が学習の見通しを立てたり、振り返ったりすることができるようにすること」を求める規定も新たに追加されている。